

福岡県公報

平成二十四年八月十日
第三千四百十九号
増刊
①

目次

規則 (第三十八号)

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) …………… 一

規則

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十四年八月十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十八号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第七十二条の四十九第四項」を「第七十二条の四十八の二第四項」に改め、同条第二項中「第二十条の九の三第三項」を「第二十条の九の三第四項」に改める。

第三十条第一項第二号中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三十三条第三号中「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改める。

第三十四条の二第一項中「第五十三条第三十七項」を「第五十三条第三十六項」に改める。

第三十四条の五中「第五十三条第四十七項」を「第五十三条第四十六項」に、「同条第四十八項」を「同条第四十七項」に改める。

第三十九条の二第一項中「第七十二条の四十九第一項」を「第七十二条の四十八の二

第一項」に、同条第二項中「第七十二条の四十九第四項」を「第七十二条の四十八の二第四項」に改める。

第三十九条の三中「第七十二条の四十九第五項」を「第七十二条の四十八の二第六項」に改める。

第三十九条の四中「第七十二条の四十九第四項」を「第七十二条の四十八の二第四項」に改める。

第四十六条の十一及び第四十六条の十二を削る。

第一百条中「第五十三条第四十三項」を「第五十三条第四十二項」に改める。

様式目次中

八十一 の九	(削除)		
八十一 の十	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の規定による不動産の取得に対する不動産取得税の減額申告書 還付申請書	付則八条 の四	四十六条 の十二
八十二 の二	(削除)		
八十二 の一	(削除)		

第三号様式その三の三を次のように改める。

第3号様式その3の3(第6条関係)

福岡県 自動車税 年度納入済通知書

口座番号 加入者 福岡県 県税事務所出納員

取納機 関番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分
登録 番号	CD	課税年度	年度 税目 自動車

納期限	平成 年 月 日	税額						円
氏納 付者 名	様	延滞金				0	0	円
		合計額						円

領収日付印

CSV
収納用

収納代行
(株)セディナ
(ご注意)
バーコードがないもの
や金額訂正したものは
コンビニエンスストア
では納付できません。

(県税事務所送付用)
(受付局→取りまとめ店→
加入者)

上記金額を受領したので通知します。(コンビニ本部控)
取引店 福岡銀行 取りまとめ店 郵便番号812-8794 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター
ATM読取不可

福岡県 自動車税 納付書 (店舗控)

加入者名	福岡県 県税事務所出納員
口座番号	
税額	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	年 月 日
納付者名	様
登録番号	

領収日付印

(金融機関保管/店舗控用)

□切り取らないで郵便局・金融機関・コンビニ等にお出しいただく。

福岡県 自動車税 年度納税通知書兼領収証書 (納税者用)

口座番号	加入者名	福岡県 県税事務所出納員	税額	円
登録番号			延滞金	円
納期限	平成 年 月 日		合計金額	円

裏面を参照のうえ、上記のとおり納付してください。

年 月 日

上記の金額を領収しました。

領収日付印

領収証紙・印紙は不要です。

この通知書でのコンビニの取扱いは 月 日(※)までです。
※納期限ではありません。納期限を過ぎると延滞金が加算される場合があります。

自動車税納税証明書 (継続検査・構造変更検査用)

福岡県 県税事務所長

登録番号	
車台番号	
管理ID	
有効期限	年 月 日

領収日付印

この納税証明書は車検を受けるときに必要です。
【車検証】と一緒に保管してください。

お支払いの際は、切り取らないでお出しいただきます。

第三号様式その八を次のように改める。

第3号様式その8(第6条関係)

県たばこ税納税通知書

住所又は所在地

氏名又は名称

様

		年 度	
課 税 標 準 数 量	旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこの数量	①	本
	旧3級品の紙巻たばこの数量	②	本
税 額	旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこの税額	③	円
	{①×(/1,000)}		
	旧3級品の紙巻たばこの税額	④	円
	{②×(/1,000)}		
	合 計(③+④)		円
備 考			

上記のとおり納付してください。

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

納付場所 福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局(沖縄県を除く)、福岡県の各県税事務所

法的根拠 地方税法第 条、福岡県税条例第 条

不服申立て 1 この税の賦課について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金 納期限後に納付(入)する場合には、次の例により延滞金を計算して本税と併せて納付してください。

なお、1件の税額が2,000円未満であるとき、又は延滞金額が1,000円未満であるときは、延滞金を納める必要はありません。

そ の 他 ご不明の点のあるときは、所轄の県税事務所に問い合わせてください。

第六十回大会「認定特定非営利活動法人」及び「認定特定非営利活動法人等」に関する。

第六十回大会「医療業に総収入金額(㉞の金額)」及び「医療業の総収入金額(㉞の金額)」について

4 ㉞の金額には、法規則第8号様式別表9～11の添付を要する法人に限り、課税所得金額の前7年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください。

5 社会保険診療分の収入金額欄には、法第72条の23第1項ただし書に列挙された健康保険法等の規定に基づき医療等の給付について収入すべき次の金額を法律ごとに記載してください。

(1) 保険者から支払を受けるべき金額
(2) 被保険者が負担する一部負担金、入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費に相当する金額。

6 ㉞の金額欄には、学校又は事務所等との契約に基づき健康診断、予防接種等の給付による収入すべき金額を記載してください。

7 ㉞の金額欄には、患者又は付添人等から収入すべき金額のうち、法第72条の23第1項ただし書に列挙された健康保険法等の規定に基づき医療等の給付に係るもの以外のものを記載してください。

4 ㉞の金額には、法規則第8号様式別表9～11の添付を要する法人に限り、課税所得金額の前8年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください。

5 社会保険診療分の収入金額欄には、法第72条の23第2項に列挙された健康保険法等の規定に基づき医療等の給付について収入すべき次の金額を法律ごとに記載してください。

(1) 保険者から支払を受けるべき金額
(2) 被保険者が負担する一部負担金等(入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に相当する金額)

6 ㉞の金額欄には、学校又は事務所等との契約に基づき健康診断、予防接種等の給付による収入すべき金額を記載してください。

7 ㉞の金額欄には、患者又は付添人等から収入すべき金額のうち、法第72条の23第2項に列挙された健康保険法等の規定に基づき医療等の給付に係るもの以外のものを記載してください。

ひきかへ。

第六十回大会「第46条の10 第46条の12関係」及び「第46条の10関係」について

福岡県税条例第20条の33(付則第8条の3)

- 第20条の35の2
- 第20条の35の3
- 第20条の35の4
- 第20条の35の5
- 第20条の35の6
- 付則第8条の4第2項
- 付則第8条の4第4項

の規定に
よる。

住宅の用に供する土地
被収用不動産の代替不動産
譲渡担保財産
再開発会社
農地保有合理化法人等の農地
土地改良区の換地
心身障害者を多数雇用する
事業者の施設
産業活力再生特別措置法の規定
による不動産

福岡県税条例第20条の33(付則第8条の3)

- 第20条の35の2
- 第20条の35の3
- 第20条の35の4
- 第20条の35の5
- 第20条の35の6
- 付則第8条の4第2項

の規定に
よる。

住宅の用に供する土地
被収用不動産の代替不動産
譲渡担保財産
再開発会社
農地保有合理化法人等の農地
土地改良区の換地
心身障害者を多数雇用する
事業者の施設

ひきかへ。

第六十回大会「第46条の10、第46条の12関係」及び「第46条の10関係」について

ひきかへ。

住被讓再農土心
 宅收の不動に産の供代す
 用渡開有故合理且雇用法区保人
 地保地障害者再生特別措置法の規定による
 業活力再

の取得に対する不動産取得
 税の徴収猶予(取消)通知書

住被讓再農土心
 宅收の不動に産の供代す
 用渡開有故合理且雇用法区保人
 地保地障害者再生特別措置法の規定による
 業活力再

の取得に対する不動産取得
 税の徴収猶予(取消)通知書

に改める。

第八十号の二の三様式中「第46条の12、第48条の2関係）」や「第48条の2関係）」
 に改める。

第八十一号の九様式及び第八十一号の十様式を削る。

第八十二号の二様式を削る。

第百十二号様式及び第百十三号様式を次のように改める。

第112号様式その1 (第60条、第72条関係)

新規用

申告区分	1. 新規登録 (新車) 2. 新規登録 (中古車) 8. その他 ()
------	---

取得原因	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他 ()
課税区分	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免 (障害者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他 ()
自動車税取得税	<input type="checkbox"/> 自動車税 <input type="checkbox"/> 自動車取得税

自動車取得税・自動車税申告書 (報告書)

知事殿
次のとおり申告 (報告) します。 平成 年 月 日

登録番号 (重号)	運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右詰で記入)
-----------	-----------------------------

旧登録番号 (重号)	運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右詰で記入)
------------	-----------------------------

登録 (取得・変更・廃車等) 年月日	初度登録年月 (初度検査年)
年号 <input type="checkbox"/> 3. 昭和 <input type="checkbox"/> 4. 平成 年 月 日	年号 <input type="checkbox"/> 3. 昭和 <input type="checkbox"/> 4. 平成 年 月 日

住所又は所在地	〒 (都道府県、市町村名、番地までを記入) (ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入)
---------	--

用途	01. 乗用車 02. トラック (貨物) 03. トラック (貨客兼用車) 04. トラック (けん引車) 05. トラック (被けん引車) 06. バス (一般乗合用) 07. バス (その他 ()) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 () 10. その他 ()
種別	管・自区分 車体の形状
1. 普通 2. 小型 3. 三輪	1. 営業用 2. 自家用
乗車定員 人 ()	最大積載量 kg ()
原動機の型式	長さ cm 幅 cm 高さ cm

車名 (通称名)	型式
乗台番号 (下7桁で可)	類別区分番号
総排気量又は定格出力 kw	ローター数
燃料の種類	1. ガソリン 2. 軽油 3. その他 ()

納税 (申告・報告) 義務者	(フリガナ) 氏名 氏名 生年月日 年 月 日 電話番号 (左詰で記入)
----------------	---

取得価額	現実の取得価額 円
課税標準額	車両本体 (課税標準基準額) 円 付加物 (品名) (価額) 円
課税標準額	円
税額	円 / 100 円

主たる定置場	※ () 内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入
車検有効期限	商品車である場合の古物商許可番号
取得前の用途	1. 営業用 2. 自家用 3. その他 () 年
所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他 ()

所有者	(フリガナ) 氏名 氏名
使用者	(フリガナ) 氏名 氏名

自動車取得税	記載要領12を参照 <input type="checkbox"/>
上記以外	中古車特例 <input type="checkbox"/> 燃費 km/l 変速装置 AT・MT 構造 A・B B1・B2 受記載要領15を参照 <input type="checkbox"/>
自動車税	記載要領13を参照 <input type="checkbox"/>

申告外に 関する 氏名 氏名 電話番号	()
※下の欄には記入しないでください (職員記入)。	
取得税 減免額・減免後の額	
自動車税 減免額・減免後の額	

自動車税年税額	円
税額	円 / 12 月
税額の合計	円

文字はかき書で、ていねいに記入してください。

- (備考)
- 自動車税は、その所有者が納税義務者です。ただし、所有権を留保している場合は、使用者 (買主) が納税義務者となります。
 - 売買契約書等取引価額を証する書類の写し及び控除額の内訳を証する書類を添付してください。なお、通常の取引価額で申告される場合は、これらの書類を省いても差し支えありません。
 - 形式的所有権の移転に伴う非課税に該当するもの、その他課税免除に該当するものは、これを証する書類を添付してください。

(領収印) 納税済証

継続検査用の納税証明として使用する場合は有効期限は、翌年度の5月30日です。(領収印のないものは無効)

(※)この控えは重要な証拠になりますから大切に保存してください。

第112号様式その3 (第60条、第72条関係)

自動車取得税・自動車税連絡票

<small>川崎</small> <small>川崎</small> <small>(印)</small>	運輸支局等	車種区分	かな	番 号
	□□□□	□□□□ <small>(右詰で記入)</small>	□	□□□□ <small>(右詰で記入)</small>

自動車取得税	□□,□□□□,□□00円	<small>以外に</small> <small>報告</small> <small>義務</small> <small>者</small> <small>に</small>	<small>関</small> <small>わ</small> <small>る</small> <small>者</small>	<small>住</small> <small>所</small> <small>は</small> <small>地</small>		
					氏名	
		電話番号	()			
取得税	減免額・減免後の額					
自動車税	減免額・減免後の額					
自動車税	□□,□□□□,□□00円					
納付税額	□□,□□□□,□□00円					

第113号様式その1 (第60条、第72条関係)

移転変更用及び抹消・転出用

申告区分

4. 転入 (使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者)
5. 転出
3. 移転登録
6. 抹消登録
7. 変更
8. その他

取得原因

1. 売買
2. 相続
3. 贈与
4. 所有権留保解除
5. その他

課税区分

1. 課税
2. 非課税
3. 課税免除
4. 減免 (障害者・その他)
5. 免税点以下
6. 商品車
7. その他

自動車取得税

自動車取得税

自動車取得税・自動車税申告書(報告書)

知事殿

次のとおり申告(報告)します。平成 年 月 日

登録番号(重号) 運輸支局等 車種区分 かな 番号

旧登録番号(旧重号) 運輸支局等 車種区分 かな 番号

登録(取得・変更・廃車等)年月日 初度登録年月(初度検査年)

住所又は所在地 (都道府県、市町村名、番地までを記入)

用途 01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(被けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 10. その他

納税(申告・報告)義務者 (フリガナ) 氏名 氏名 生年月日 電話番号

種別 管・自区分 車体の形状 車名(通称名) 型式
1. 普通 2. 小型 3. 三輪
1. 営業用 2. 自家用

乗車定員 最大積載量 車両重量 車両総重量 車台番号(下7桁で可) 類別区分番号
原動機の型式 長さ 幅 高さ 総排気量又は定格出力 ローター数 燃料の種類

住所又は所在地 (フリガナ) 氏名 氏名

取得価額 現実の取得価額 円
車両本体(課税標準基準額)
付加物

住所又は所在地 (フリガナ) 氏名 氏名

課税標準額 円
税額

住所又は所在地 (フリガナ) 氏名 氏名

記載要領12を参照
記載要領13を参照
記載要領15を参照

自動車税年税額 円
税額 月/12 円
税額の合計 円

文字はかき書で、ていねいに記入してください。

- (備考)
1 自動車税は、その所有者が納税義務者です。ただし、所有権を留保している場合は、使用者(買主)が納税義務者となります。
2 売買契約書等取引価額を証する書類の写し及び控除額の内訳を証する書類を添付してください。なお、通常の取引価額で申告される場合は、これらの書類を省いても差し支えありません。
3 形式的所有権の移転に伴う非課税に該当するもの、その他課税免除に該当するものは、これを証する書類を添付してください。

(※)この控えは重要な証拠になりますから大切に保存してください。

第113号様式その3 (第60条、第72条関係)

自動車取得税・自動車税連絡票

印刷用記載欄 (原簿記載用)	運輸支局等	車種区分	かな	番 号
	□□□□	□□□□ <small>(右詰で記入)</small>	□	□□□□ <small>(右詰で記入)</small>

自動車取得税	□□,□□□,□□00円	申告・報告義務者 以外に当該申告に 関わる者	住所 又は所在地 氏名 又は名称 電話番号		
				()	
取得税	減免額・減免後の額				
自動車税	減免額・減免後の額				
自動車税	□,□□□,□□00円				
納付税額	□□,□□□,□□00円				

第113号様式その4 (第60条、第72条関係)

移転変更用及び抹消・転出用

申告区分	4. 転入 7. 変更 (使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者) 8. その他 ()	5. 転出 6. 抹消登録	3. 移転登録
------	--	------------------	---------

取得原因	1. 売買 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他 ()
------	--

課税区分	1. 課税 4. 減免 (障害者・その他) 5. 免税点以下 7. その他 ()
------	--

自動車取得税	<input type="checkbox"/>
自動車税	<input type="checkbox"/>

自動車取得税・自動車税申告書(報告書)

知事殿
次のとおり申告(報告)します。平成 年 月 日

登録番号(旧)	運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右詰で記入)	旧登録番号(旧)	運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右詰で記入)	登録(取得・変更・廃車等)年月日 年号 3.昭和 4.平成 年 月 日	初度登録年月(初度検査年) 年号 3.昭和 4.平成 年 月 日
住所又は所在地	〒 (都道府県、市町村名、番地までを記入) (ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入)	用途	01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(被けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他()) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車() 10. その他()		
納税(申告・報告)義務者	(フリガナ) 氏名 又は 名称 生年月日 年 月 日 (1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成) 電話番号 (左詰で記入)	種別	営業用 自家用	車体の形状	車名(通称名)
所有者	(フリガナ) 氏名 又は 名称	乗車定員	最大積載量	車両重量	車台番号(下7桁で可)
使用者	(フリガナ) 氏名 又は 名称	原動機の型式	長さ	幅	高さ
旧所有者	住所又は所在地 (旧所有者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。)	総排気量又は定格出力	ローター数	燃料の種類	
旧使用者	住所又は所在地 (旧使用者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。)	現実の取得価額	主たる定置場 ※ () 内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入		
自動車取得税	取得価額 (課税標準基準額) 付加物 (品名) (価額) 課税標準額 税額 /100	記載要領12を参照	車検有効期限	商品車である場合の古物商許可番号	
自動車税	年税額 税額 /12	記載要領13を参照	取得前の用途	取得前の用途	
自動車税	格化特例	記載要領15を参照	所有形態	所有形態	
自動車税	格化特例	記載要領15を参照	取得税 減免額・減後の額	取得税 減免額・減後の額	
自動車税	格化特例	記載要領15を参照	自動車税 減免額・減後の額	自動車税 減免額・減後の額	
自動車税	格化特例	記載要領15を参照	申告書・所有形態	申告書・所有形態	
自動車税	格化特例	記載要領15を参照	自動車税	自動車税	
自動車税	格化特例	記載要領15を参照	取得年月日	取得年月日	
自動車税	格化特例	記載要領15を参照	申告年月日	申告年月日	
自動車税	格化特例	記載要領15を参照	申告・課税	申告・課税	
自動車税	格化特例	記載要領15を参照	状態・特例	状態・特例	
自動車税	格化特例	記載要領15を参照	価額(本体・付加)	価額(本体・付加)	
自動車税	格化特例	記載要領15を参照	税額	税額	
自動車税	格化特例	記載要領15を参照	住所コード	住所コード	

※この欄には記入しないこと。

注 1 指定取消しの日^をに軽油引取税の特別徴収義務者でなくなくなります。
したがって、当日までに引渡しを行った軽油に係る軽油引取税について取消日の属する月の翌月末までに申告納入するとともに、当日所有している軽油に係る軽油引取税についても翌月末までに申告納付してください。

注 1 指定取消しの日^をに軽油引取税の特別徴収義務者でなくなくなります。
したがって、指定取消しの日の前日までに引渡しを行った軽油に係る軽油引取税について、その取消しの日の前日の属する月の翌月末までに申告納入するとともに、特別徴収の義務が消滅した時に所有している軽油に係る軽油引取税についても翌月末までに申告納付してください。

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。